## モニタリング

## 令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

		(内閣府4-29)										
政策名及び施策名	政策名「子ども・子育て」 施策名「少子化社会対策大綱及び子ども・子育て支援の推進」	担当部局・ 作成責任者名										
施策の概要	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定) 等に基づき、少子化社会対策を総合的に推進する。	事後評価     令和3年度(1年目評価)       実施予定時期     令和6年度(4年目評価)       令和7年度(最終年度評価)										
施策目標 (最終アウトカム)	一人でも多くの若い世代の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率18」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望す時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくる  少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)「I 少子化対策における基本的な目標」において、上記目標を「少子化対策における基本的な目標とする。」とされていることを踏まえ設定。											
施策目標の設定 の考え方・根拠												
測定指標1	結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合	<b>測定指標の選定理由</b> 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該施策目標に向かって実施される施策の進捗状況を表す指標として選定。										
【主要な測定指標】	R2年度 R3年度 R4年度 R5年度 R6年度   R6年度   R6年度 R5年度 R5年度 R6年度 R5年度 R5年度 R5年度 R6年度 R5年度 R5年度 R5年度 R6年度 R5年度 R5年度 R5年度 R5年度 R5年度 R5年度 R5年度 R5	日標(値・年度)の設定 の根拠 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。 ※第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(2019年12月20日閣議決定)、ニッポン一億総活躍プラン(2016年6月2日 閣議決定)でも同様の目標を設定。										
	基準値 (基準年度) (2019(H31)年度) 年度ごとの 実績値 34.6% 33.0%	<b>測定指標の実績値の把握方法</b> 内閣府「インターネットによる共生社会及び子ども・子育て支援に関する意識調査」(1年に1回)。「そう思う」、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の中から「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を選択した人の割合。										
中目標(Ⅱ)1	結婚の希望がかなえられる											
測定指標2	結婚希望実績指標	<b>測定指標の選定理由</b> 少子化社会対策大綱(令和2年5月28日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。										
【主要な測定指標】	目標値 (1目標年度)     R2年度 R3年度 R3年度 R5年度 R6年度 (2025(R7)年)       R2年度     R3年度     R4年度     R5年度     R6年度       80%     (2025(R7)年までの目標値)	日標(値・年度)の 設定の根拠 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。 ※第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(2019年12月20日閣議決定)、ニッポン一億総活躍プラン(2016年6月2日 閣議決定)でも同様の目標を設定。										
	基準値 (基準年度) (2015(H27)年) 年度ごとの 実績値	測定指標の実績値の把 調力法 関立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」、総務省「国勢調査」(5年に1回)。「調査時点より5年前に おける、18~34歳の人口に占める有配偶者の割合と5年以内の結婚を希望する者の割合の合計(A)」に対する 「調査時点における23~39歳の人口に占める有配偶者の割合(B)」の比率(=B/A)を算出。										
測定指標3	結婚支援に取り組む都道府県の数	測定指標の選定理由 地域少子化対策重点推進交付金のKPIに基づき選定。										
MACIENTO	目標値 (目標年度)     47都道府県 (2024(R6)年)     年度ごとの 日標値     47都道府県 (2024(R6)年までの目標値)	目標(値・年度)の 設定の根拠 令和2年度地方自治体における少子化対策の取組状況に関する調査の結果及び有識者意見を踏まえ設定。 ※令和3年度行政事業レビューにおいて、同様の成果目標を設定。										
	基準値 (基準年度)     -     年度ごとの 実績値	<b>測定指標の実績値の把</b> 内閣府「地方自治体における少子化対策の取組状況に関する調査」(1年に1回)。取組を実施していると回答した <b>握方法</b> 都道府県の数を算出。										
中目標(Ⅱ)2	希望する数の子供を持つことができる											
測定指標4	夫婦子ども数予定実績指標(若い世代)	<b>測定指標の選定理由</b> 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。										
【主要な測定指標】	目標値 (目標年度)     80% (2025(R7)年)     年度ごとの 目標値     80% (2025(R7)年までの目標値)	- 目標(値・年度)の 設定の根拠 - 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。 ※第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(2019年12月20日閣議決定)でも同様の目標を設定。										
	基準値 77% 年度ごとの 実績値	<b>測定指標の実績値の把</b> 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(5年に1回)。結婚持続期間5~9年の夫婦の平均予定子 とも数(当該夫婦が調査対象であった期間の結婚持続期間0~4年及び5~9年夫婦の平均)に対する平均出生 子ども数(結婚持続期間5~9年の夫婦の子供数)の比率。										

(内閣府4-29)

中目標(I)1	男女共に仕事と子育てを両立できる環境が整備される		
測定指標5	第1子出産前後の女性の継続就業率	<b>測定指標の選定理由</b> 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目根される施策の成果を表す指標として選定。	に向かっ
	R2年度   R3年度   R4年度   R5年度   R5年度   R4年度   R5年度   R4年度   R5年度   R4年度   R5年度   R4年度   R5年度   R4年度   R5年度   R4年度   R5年度   R5年度	世標(値・年度)の設定 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。 ※第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(2019年12月20日閣議決定)、成長戦略(2020年7月17日 は20日標本は20日標本の	閣議決定
	(目標年度)     (2025(R7)年)     目標値       基準値     53.1%     年度ごとの	も同様の目標を設定。 <b>測定指標の実績値の把</b> 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(5年に1回)。第1子出産前に就業していた。	・妻のうち
	(基準年度) (2015(H27)年) 字積値 字積値	<b>握方法</b>	-女の /つ・
参考指標1	6歳未満の子供をもつ男性の育児・家事関連時間	参考指標の選定理由 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目根 される施策の成果を表す参考指標として選定。	に向かっ
	参考値         1日あたり83分         年度ごとの 実績値         R2年度         R3年度         R4年度         R5年度         R6:	*** 参考指標の実績値の把 機力法 関連時間(「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計(週全体平均))。	夫の育児・
測定指標6	妊娠・出産、子育てに温かい機運醸成に取り組む都道府県の数	測定指標の選定理由 地域少子化対策重点推進交付金のKPIに基づき選定。	
別足指揮0	R2年度   R3年度   R4年度   R5年度   R64年度   R5年度   R64年度   R5年度   R64年度	<b>度</b>   目標(値・年度)の	啓まえ 設定
	目標値 (1 標年度)	<b>設定の根拠</b> ※令和3年度行政事業レビューにおいて、同様の成果目標を設定。	167CBX
	基準値 (基準年度)     -     年度ごとの 実績値	<b>瀬定指標の実績値の把</b> 内閣府「地方自治体における少子化対策の取組状況に関する調査」(1年に1回)。取組を実施し <b>握方法</b> 都道府県の数を算出。	ていると回
測定指標7	認可保育所等の定員	<b>測定指標の選定理由</b> 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目様される施策の進捗状況を表す指標として選定。	に向かっ
	R2年度   R3年度   R4年度   R5年度   R6年度   R6年度		
	基準値 (基準年度)     306万人 (2019(R1)年4月1日)     年度ごとの 実績値     314万人     320万人	<b>測定指標の実績値の把</b> <b>握方法</b> 厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」等(1年に1回)。認可保育所等の定員の合計値。	
測定指標8	保育所待機児童数	<b>測定指標の選定理由</b> 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目様される施策の進捗状況を表す指標として選定。	に向かっ
	目標値 (目標年度)     R2年度 R3年度 R4年度 R5年度 R6年度 R6年度 R6年度 R6年度 R5年度 R6年度 R6年度 R6年度 R6年度 R6年度 R6年度 R6年度 R6	目標(値・年度)の   数定の根拠   少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。	
	基準値 (基準年度)     16,772人 (2019(R1)年4月1日)     年度ごとの 実績値     12,439人 (2020(R2) 年4月1日)     5,634人 (2021(R3) 年4月1日)	<b>測定指標の実績値の把</b> 厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」(1年に1回)。待機児童数の値。 <b>握方法</b>	
中目標(I)2	子育て中の孤立感や負担感が軽減される		
測定指標9	利用者支援事業	<b>湖定指標の選定理由</b> 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目根される施策の進捗状況を表す指標として選定。	に向かっ
	R2年度	度 目標(値・年度)の設定 の根拠 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。	
	基準値 (基準年度)     1,194か所 (2019(H31,R1)年)     年度ごとの 実績値     2,864か所 (2020(R2)年度)     3,035か所 (2021(R3)年度)	<b>測定指標の実績値の把</b> 程方法 子ども・子育て支援交付金変更交付決定ベース(1年に1回)。交付決定データから算出。	
測定指標10	地域子育で支援拠点事業	<b>測定指標の選定理由</b> 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目根 される施策の進捗状況を表す指標として選定。	に向かっ
<b>刷足指揮10</b>	R2年度 R3年度 R5年度 R6年	the state of the s	
	目標値	世報(値・年度)の設定 の根拠 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。	
	基準値 (基準年度)     7,578か所 (2019(H31,R1)年)     年度ごとの 実績値     7,735か所 (2020(R2)年度)     7,856か所 (2021(R3)年度)	<b>測定指標の実績値の把</b> 者とも・子育て支援交付金変更交付決定ベース(1年に1回)。交付決定データから算出。	
測定指標11	一時預かり施設(幼稚園型を除く)	<b>湖定指標の選定理由</b> 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目様される施策の進捗状況を表す指標として選定。	に向かっ
	R2年度 R3年度 R4年度 R5年度 R6		
	目標値   延べ924.3万人   年度ごとの   年度ごとの   1標値   ほべ924.3万人 (2024(R6)年までの目標値)	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。	
	基準値 (英準年度) 延べ457万人 (2019(H31) 千度確定 年度ごとの 実績値 集計中 (金009(日2)年度) (金009年月明末記)	<b>湖定指標の実績値の把</b> 程方法 子ども・子育て支援交付金確定ベース(1年に1回)。交付額確定データから算出。	

я	測定指標12	ファミリー・サポート・センター事業								測定指標の選定理由	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の進捗状況を表す指標として選定。
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
		目標値 (目標年度)	1,150市町村 (2024(R6)年)	年度ごとの 目標値		1,150市町村	(2024(R6)年	までの目標値	i)		少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。
		基準値 (基準年度)	931市町村 (2019(H31,R1)年)	年度ごとの実績値	956市町村 (2020(R2)年度)	971市町村 (2021(R3)年度)				測定指標の実績値の把 握方法	子ども・子育て支援交付金変更交付決定ベース(1年に1回)。交付決定データから算出。
ф	中目標(I)3	子育てに関する	経済的負担や教育費賃	担が軽減され	5						
測	定指標13	理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合 <b>測定指標の選定理由</b> 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。									
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	目標(値・年度)の設定	少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)の「施策に関する数値目標」に基づき設定。
		目標値 (目標年度)	低下 (2025(R7)年)	年度ごとの 目標値		低下(20	25(R7)年まて	ぎの目標値)		O) TEDE	
		基準値 (基準年度)	56.3% (2015(H27)年)	年度ごとの 実績値						測定指標の実績値の把 握方法	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(5年に1回)。

/	施策に関連する主な内閣府事業	関連する中目標・ 令和4年度行政事業レビュー 事業番号	予算額 (執行額)				立:百万円	事業極要
1	(開始年度)		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	TAMA
1	地域少子化対策強化事業 (平成25年度)	中目標(II)1、(II)2、(I)1 0146	2,103 (760)	2,153 (1,319)	3,673			・地方自治体が行う、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、子育でに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、これまでの取組 から発掘された優良事例の横展開を支援する(補助率:1/2)とともに、重点的に取り組むべき課題を支援する(補助率:2/3) ・また、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する地方自治体を対象に、地方 自治体による支給額の一部を補助する。(補助率:1/2)
2	子どものための教育・保育給付に必要な経費 (平成27年度)	中目標(II)2、(I)1、(I)2、(I) 3 0148	1,475,538 (1,440,276)	1,545,529 (1,501,903)	1,700,825			子ども・子育て支援法に基づき、①市町村が支弁する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用のうち、負担対象額から拠出金充当額を控除した額の1/2、②市町村が支弁する特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費の支給に要する費用のうち、負担対象額の1/2を交付するものである。また、設可保育所等への移行を希望する認可外保育施設及び認定こども園への移行を希望して長時間預かり保育を行う幼稚園の運営に要する経費の所要額の1/2を補助するものである。
3	地域子ども・子育て支援に必要な経費 (平成27年度)	中目標(II)2、(I)1、(I)2 0149	183,094 (166,696)	188,526 (160,060)	198,128			子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条に基づき市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業(個別の事業については、以下のとおりを行うことにより、地域の子育て世代が安心して子育てができる環境を整備すること。 【子ども・子育て支援交付金】実施主体: 市町村 補助率1/3、2/3(①のみ)①利用者支援事業、②延長保育事業、③実費徴収に係る補足給付を行う事業、④多様な主体の参入促進事業、⑤放課後児童健全育成事業、⑥子育て短期支援事業、⑦乳児家庭全戸訪問事業、⑧養育支援訪問事業、⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、⑩一時預かり事業、⑪地域子育て支援拠点事業、⑰病児保育事業、⑪子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 【子ども・子育て支援施設整備交付金】実施主体: 市町村 補助率2/9、3/10、1/3、1/2、5/8、2/3、5/6放課後児童クラブ及び病児保育施設に係る施設整備費
4	仕事・子育で両立支援事業 に必要な経費 (平成28年度)	中目標(II)2、(I)1、(I)2 0150	227,524 (227,137)	194,526 (193,913)	184,730			子ども・子育て支援法に基づき、事業所内保育施設のうち、一定の基準を満たすものに対し、その運営に係る費用及び施設の設置に係る費用について、認可施設の水準の補助を行う。また、企業の労働者等が就労のためベビーシッター派遣サービスを利用した場合等に、その利用料の一部を助成する。さらに、新子育て安心ブランに基づき、くるみん認定・ブラチナくるみん認定等を受けた中小企業事業主に、助成金を支給する。 (企業主導型保育事業)実施主体:実施団体、補助率:10/10 【企業主導型ペビーシッター利用者支援事業)実施主体:実施団体、補助率:10/10 【中小企業子ども・子育て支援環境整備事業)実施主体:実施団体、補助率:10/10
5	児童手当等交付金に必要な経費 (昭和46年度)	中目標(II)2、(I)3 0147	1,326,160 (1,277,910)	1,294,923 (1,249,192)	1,258,773			家庭等の生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。
		施策の予算額 (執行額)	3,214,419 (3,112,779)	3,225,657 (3,106,387)	3,346,129			

施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1 少子化社会対策大綱	令和2年5月29日閣議決定	-
2 経済財政運営と改革の基本方針2022	令和4年6月7日閣議決定	(2)包摂社会の実現 (少子化対策・こども政策) 少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、児童虐待やいじめ、不登校等こどもを取り巻く状況も深刻で、待ったなしの課題である。このため、「こども家庭庁」を創設し、こども政策を推進する体制の強化を図り、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えていく。 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指し、「希望出生率1.8」の実現に向け、「少子化社会対策大綱」等に基づき、結婚、妊娠・出産、子育でのライフステージに応じた総合的な取組の推進、結婚新生活立上げ時の経済的負担の軽減や出会いの機会・場の提供など地方自治体による結婚支援の取組に対する支援、妊娠前から妊娠・出産、子育で期にわたる切れ目ない支援の充実、「新子育で安心ブラン」の着実な実施や病児保育サービスの推進等仕事と子育での両立支援に取り組む。として、不妊症・不育症支援やデジタル相談の活用を含む妊症婦支援・産後ケアの推進等に取り組むとともに、出産育児一時金の増額を始めとして、経済的負担の軽減についても議論を進める。流産・死産等を経験された方への支援に取り組む。養育費の支払い確保と安全・安心な親子の面会交流に向けた取組を推進する。児童手当法等改正法附則に基づく児童手当の在り方の検討に取り組む。
3 第208回国会における岸田内閣総理大臣施政 方針演説	令和4年1月17日	(少子化対策・こども政策) 少子化対策やこども政策を積極的に進めていてことも、喫緊の課題です。 不妊治療の範囲を拡大し、四月から保険適用を始めます。 こども政策を我が国社会のど真ん中に据えていくため、「こども家庭庁」を創設します。 こども家庭庁が主導し、縦割り行政の中で進まなかった、教育や保育の現場で、性犯罪歴の証明を求める日本版DBS、こどもの死因究明、制度横断・年齢横断の教育・福祉・家庭を通じた、こどもデータ 連携、地域における障害児への総合支援体制の構築を進めます。
4 こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	令和3年12月21日閣議決定	1. はじめに こどもや若者に関する施策(以下「こども政策」という。)については、これまで、少子化社会対策基本法(平成15 年法律第133 号)や子ども・若者育成支援推進法(平成21 年法律第71 号)等に基づき、政府を挙げて、各般の施策に取り組んできた。様々な取組が着実に前に進められてきたものの、少子化、人口減少に歯止めがかからない。こうした中、令和2年度には、児童虐待の相談対応件数や不巻校、いわゆるネットいじめの件数が過去最多となり、大変痛ましいとといる担合は約800人もの19 歳以下に登せらり着するなど、こどもを取り巻く状況は深刻になっており、さらに、コロオ橋がこともできるがの分岐点である。常にこどもの関係の影響を与えている。今こそ、こども政策を強力に推進し、少子化を食い止めるとともに、一人ひとりのこどもの関係した。こどもに関する時熱的参展を確保できるかの分岐点である。常にこどもの最新の利益を第一に考え、こどもに関する動きの環境を視野に入れ、こどもの最善の利益を第一に考えている。今こそ、こども政策をものる環境を視野に入れ、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもの提出をの定し、以下こどももよかなか社会を目指すための新たな司令塔として、ことも家庭庁を創設する。 (略) 3. 3 は、日本の経験にある。そうしたこどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔と、常にこども家庭庁を創設する。 (第) (3. 3 は、日本の経験に必要して、こども家庭庁の設置とその機能(略) こども政策の司令塔機能を、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考えるこども変度庁に一本化することにより、政府のこども政策を一元的に推進する。就学前の全てのこどもの育ちの保障や全でのこともの居場所づくりなどを主導する。このような機能にふさわしい組織として、内閣総理大臣の直属の機関とし、こどもに関連する内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けるとともに恒常的な事務を実施するべく、内閣府の外局とする。こどもの視点に立ち、各省庁より一段高い立場から、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現のための基本的な政策や、子(略) 4、こども家庭庁の体制と主な事務 (路) ③企画立案・総合調整部門は、庁全体の官房機能を担うとともに、こども政策全体の司令塔機能の発揮、地方・民間団体・国際社会との連携、こどもの健やかな成長を支える社会的機運の醸成、データ分析やEBPMに関する事務を行う。主たる事務は以下の通り。 1)こどもの視点に立った政策の企画立案・総合調整を行る上をもに、ことも政策全体の司令塔機能の発揮、地方・民間団体・国際社会との連携、こどもの健やかな成長に関する施策を強力に推進する。地域の実情や課題に応じた少子化大管を省後もが成点に関する施策を強力に推進する。地域の実情や課題に応じた少子化対策を進めるため、結婚、子育でに関するもから公共団体の取組を支援するとともに、結婚新生活支援事業の布実を図る。

か子化の問題は、結婚や出産、さらには子育での希望の実現を限む、様々な要因が終み合って生じている。これまで、政府としては、待機児童の解消と併せて、幼稚園、保育所等、大学、専門学校等の無偿化のほか、世事と有意の廃立を援、結婚・妊娠・出産支援などの配合的な助験を進かてきた。 ・ 我が国の未来を担うのは子供からである。長年の課題であるか子化対策を大きく前に進めるため、以下の取組を進める。そので、安心して子供を行うにようできた。「おいまでは竹屋で活産できる社会を実現していく。 ・ 1、不好治療への保険適用等 ・ 子供を持ちたいという方への気持ちに寄り添い、不好治療への保険適用を享急に実現する。具体的には、令和3年度(2021年度)中に詳細を決定し、令和4年度(2022年度)当初から保険適用を実施することとし、工程に基づき、保険適用等での作業を認める。機能適用までの作業を認める。機能適用までの作業を認める。機能適用までは、保険適用を実施していく。 ・ 1、不好治療への保険が再発している。機能適用までは、保険の場合での保険適用を実施している。 1、 表別治療のからは、自理制度で特別を大きな力を関する。 1 と 現実通用を実施する。 1 と 現実通用を実施する。 2 と 現実の方針での本なう、自理制度で特別を定していて、保険制度での対す。 2 と 現まで、 2 を は 2 と 現まで、 2 を は 3 と と 2 を は 3 と と 2 を は 3 と と 2 を は 3 と と 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 3 と 2 を 3 を 3 と 2 を 3 を 3 と 2 を 3 を 3 と 2 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を
--